

南相木村生活応援商品券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大及び原油価格・物価高騰に伴い影響を受けている村民生活を支援するとともに、個人消費の喚起による事業者への支援及び地域経済の活性化を図ることを目的に、村民に対し、南相木村生活応援商品券（以下「商品券」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、村が発行する村長が別に定める文書をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として村に登録された者をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、令和5年9月1日（以下「基準日」という。）において本村の住民基本台帳に記録されている者とする。

(商品券の交付等)

第4条 村長は、この要綱に定めるところにより、対象者1人につき6,000円分の商品券を交付する。

- 2 商品券の1枚当たりの額面は1,000円又は500円とする。
- 3 商品券は、対象者のうち、基準日において村内に住所を保有している者については、住民基本台帳の住所地に郵送することにより交付する。この場合において、村長は、対象者から居住実態についての申出を受け、特に必要と認める場合は、商品券の郵送先を変更し、又は郵送以外の方法により商品券を交付することができるものとする。
- 4 商品券の交付の期間は令和5年10月1日から令和5年10月31日までとする。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ、取引の対価（間接税を含む。）の支払として使用することができる。ただし、次の場合においては、商品券は使用できないものとする。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) 現金との交換が伴うものや各種商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (3) 国税、地方税や使用料などの公租公課

2 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事

業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。

- 3 商品券は転売、譲渡を行うことはできない。
- 4 商品券の使用期間は、令和5年10月1日から令和6年2月29日までの間とする。
(特定事業者の登録等)

第6条 村長は、特定事業者を募集し、応募があった場合には、その内容を審査し適正と認めるときは、事業者を特定事業者に登録の上、特定事業者登録証明書を交付する。

- 2 特定事業者は商品券の使用期間中において随時募集するものとする。
(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならない。

- 2 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- 3 募集要項に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 村長は、特定事業者が募集要綱に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。
(商品券の換金手続)

第8条 村長は、特定取引において商品券が使用された場合は、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、令和6年2月29日までの特定取引において受取った商品券を別に定める換金依頼書とともに提出するものとする。
- 3 第1項の規定による支払は、特定事業者の預金口座への振替の方法により行うものとする。
- 4 特定事業者は、村長に対し令和6年3月15日までに商品券の換金を申し出なければならない。
(商品券に関する周知等)

第9条 村長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知に努めるものとする。

(不当利得の返還)

第10条 村長は、商品券の交付後であって令和6年2月29日までに当該交付された者が対象者の規定に該当しない者又は偽りその他不正の手段により交付を受けた者に対しては、商品券及び商品券で使用した額の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。